

障害基礎年金

ケーススタディー

『障害基礎年金の請求①』

(障害基礎年金の相談における対応の基本)

障害基礎年金



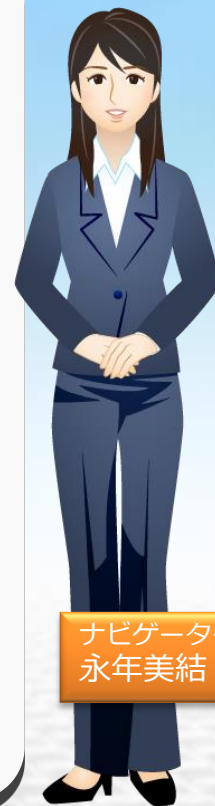
このケーススタディは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています



講師
工藤悠真

【学習目標】

- * 障害基礎年金の基本的対応の流れを理解し、障害基礎年金の申請までに必要な手続きについて来訪者が見通しを持てるよう、わかりやすい説明ができるようになること。
- * 障害基礎年金の請求書等必要書類について、それぞれの役割と注意点を理解し、適切に案内できるようになること。
- * 市町村窓口担当者の役割について理解し、障害基礎年金の相談対応における基本スタンスを身につけること。



ナビゲーター
永年美結

【相談のポイント】

- * 発病から相談に至るまでの病歴を聞き取ったうえで、相談者が障害基礎年金の申請までに必要な手続きについて見通しを持てるようにすること。
- * 請求書や診断書を希望される方には、主観的な判断によらずそれらの書類を交付すること。
- * 障害の程度、等級については断定的な回答は避け、市町村ではなく日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って行うものであることをはっきりと説明すること。

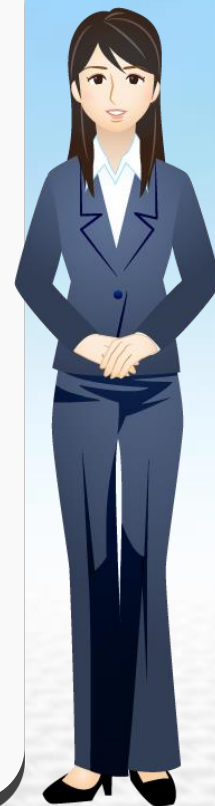
講師
工藤悠真

ナビゲーター
永年美結

＜障害基礎年金相談の心構え＞

相談者は主に、障害がある方やそのご家族。
限られた時間の中で来訪されているため、必要な
ポイントに絞りわかりやすい説明をする。

- ◆ 相談者の状況を踏まえた配慮が必要
- ◆ 視覚障害のある方・・・説明資料のコピーを渡す／指示語は使わない
- ◆ 聴覚障害のある方・・・理解していることを確認しながら説明する／正面から顔を見て話をする



＜障害基礎年金相談の心構え＞

聴覚障がい者の方向けに、お問い合わせ窓口
FAX番号の案内を入れるなどの配慮も重要。

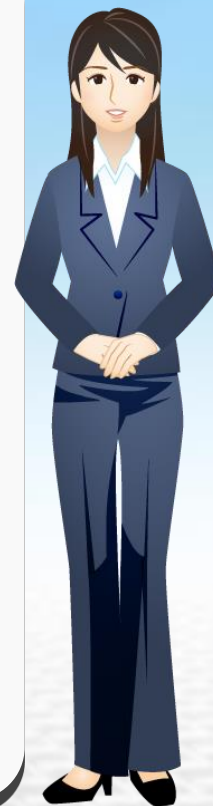
☐		
☐		

※請求しても年金に該当しない場合がございます。
その場合の診断書作成費用等はお返し致します。ご了承ください。

問合せ先
〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

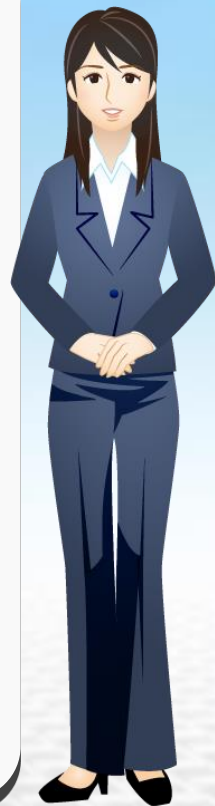
〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時



＜場面設定＞

ケースの場面は平成27年5月。相談者は本人の母親で、息子が障害年金を請求できるか相談するため乙成町役場を来訪した。





1. 初回の相談対応



こんにちは、本日はどのようなご相談ですか？

実は、息子のことで・・・障害年金をもらう
手続きをしたいんですけど。



お子様の障害年金に関するご相談ですね。
こちらの窓口で対応いたします。

お願いします。





本日は初めてのご相談ですか？



はい。そうです。先月、子どもが20歳になって、年金手帳が届いたんです。それで、息子は障害があるし、保険料のこととかいろいろ不安になってしまっ。そうしたら、年金手帳と一緒に入っていたパンフレットに障害年金のことが書いてあるのを見て、児童相談所に相談したら、町役場に障害年金の相談をしに行くように言われました。



それでは、障害基礎年金のお手続きについてひと通り説明させていただきたいと思います。本日、お時間はございますか。



大丈夫ですよ。



それでは最初に、たいへんお手数とは存じますが、本人確認をさせていただきます。
お母様の本人確認ができる証明書類とお子様の基礎年金番号がわかる書類を提示いただけないでしょうか。

わたしは運転免許証を持っています。あと、息子の年金手帳も持ってきました。



ありがとうございます。拝見します。
・・・お子様のお名前は「洋一」様でよろしいですね。

はい。





本日の相談について、洋一様から交付された
委任状をお持ちでしょうか。



委任状って何ですか。子どもは平仮名で名前
くらいは書けますけど、あまり難しいことは
理解できないものですから・・・



承知いたしました。それでは、洋一様の障害状態を判断する目安となる資料はお持ちでしょうか？例えば、福祉事務所などから身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていらっしゃいませんか？



はい。療育手帳をもらっています。えーと、ああこれです。もしかしたら必要かと思って、持ってきてよかったわ。



療育手帳をお持ちなんですね。拝見してもよろしいでしょうか？



どうぞ。





承知いたしました。それでは、洋一様の障害状態を判断する目安となる資料はお持ちでしょうか？例えば、福祉事務所などから身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付をいただいているでしょうか？

はい。療育手帳をもらっています。と、
ああこれです。もしかして、
持ってきてよかったわ。



どうぞ。





障害基礎年金 お手続きガイド

窓口におけるご確認事項

- ☒ 申請に必要な手続き書類の特定
 - ☒ 障害基礎年金受給までの流れ
 - ☒ はじめてご相談される方へのご質問
 - ☒ 年金を受け取るための3つの要件
 - ☒ いつから？
 - ☒ 年金額はいくら？

☒ 必要書類リスト

ご自身でのご準備事項 (または、手続きをされる方)

- ☒ 請求書類のご準備

窓口で請求書類のご提出

- ☒ 手続きに必要な要件などのご確認
- ☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認

☒ 説明事項のご確認

→ 日本年金機構に提出



本人確認にご協力いただきありがとうございます。それでは、実際に障害基礎年金を請求いただくまでの流れを案内いたします。こちらのお手続きをさせていただきます。
ここに書いてあるように、請求に必要な書類を確認し、いくつか質問をさせていただき、プライバシーに関わるお

わかりました。





お答えいただいた情報を整理した後に、必要書類についてご案内します。
障害の認定審査には細かい確認事項や法令で定められた書類の提出が必要です。
書類の中には、医療機関で作成いただく診断書のように費用がかかるものもあります。

そうなんですか、お金がかかるんですね。





必要書類を揃えていただいた後、請求書とあわせて当町に提出いただきます。当町では、近藤様から請求書類をお預かりするまでの対応をさせていただきます。ここまではよろしいでしょうか？

私一人で請求できるか不安ですが・・・
よろしくお願いいたします。

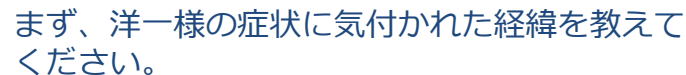


最初に、洋一様の障害のことを具体的に
お聞かせいただきたいと思います。

はい。



3. その傷病（^{しょうびょう}具体的な名称）に気づかれた経緯（^{けいゐ}）を教えてください。

[illegible]



そうなんです、先ほど、いろいろ検査をして、
洋一様は知的障害だとおっしゃいましたが、
どちらの医療機関でいつぐらいに言われたのか
覚えていらっしゃいますか？



子供が4歳の時です。病院はサザンカ小児医院
でした。



ここ最近、医療機関に行けましたか？



風邪を引いたりした場合には、近所の診療所に行きました。



知的障害に関しては医療機関に行かれた
か？



知的障害に関しては、ここ数年は病院にも
行ってませんね。

No.1-2 はじめてご相談される方へ

☒ はじめてご相談される方への質問（障害基礎年金）

1. どなたのご相談でしょうか。

2. その方のどのようなご用件でしょうか。

3. その傷病（しょうびょう（ぐたいてきめいしやう）きに気づかれた経緯（けいゐ）を教えてください。

4. その傷病ではじめて医師または歯科医師にかかったのは
しょうびょう いし しかいし
びやういん じき
 病院の（時期）でよろしいでしょうか。

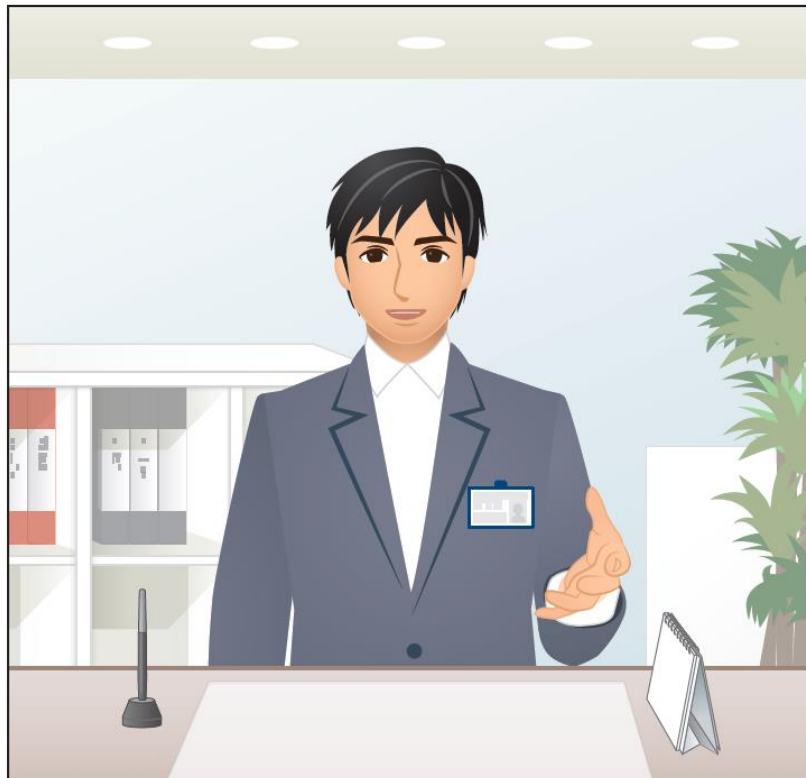
※ 質問の趣意を、相談者の口を介して、日本年金機構または関係行政機関に伝え、必要に応じて、関係機関などにご連絡をさせていただく可能性があります。





簡単な聞き取りは以上で終わりです。
続けて、実際に障害基礎年金をご請求いただく
際のポイントをご説明します。

お願いします。



■ 初診日とは？

障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師または歯科医師の診療を受けた日が初診日となります。

⇒ 障-No.3

■ 障害認定日とは？

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

⇒ 障-No.4

■ 国民年金の障害等級とは？

障害の程度が重い方から1級および2級があり、障害の状態は障害等級表に定められています。障害者手帳の等級とは異なります。

⇒ 障-No.5



こちらをご覧ください。
障害基礎年金のお手続きには3つのポイントがあります。1つ目は、初診日が明らかであること。2つ目は、請求日において障害認定日という障害の程度を定める日を過ぎていること。3つ目は障害の程度が障害等級表に定める1級または2級に該当していることです。

初診日とか、いろいろとむずかしそうですね。



3-1 初診日とは？

初診日とは

初診日とは？

障害の原因となった傷病につき、はじめて
医師または歯科医師の診療を受けた日のこと
です。

年金を受け取るには、初診日に国民年金に
加入している必要があります。
(20歳前傷病による場合を除く。)

年金を受け取るには、初診日の前日において、
納付要件を満たしている必要があります。

障害認定日は初診日を基準として決まります。

初診日に加入していた年金制度によって、
請求できる年金が変わります。

初診日

初診日がなぜ大切？

先天性の知的障害

出生日

先天性心疾患、網膜色素変性症など

日常生活や労働に支障をきたすよう
な具体的な症状が現れはじめて診療
を受けた日



順番に説明しますのでご安心ください。まず、障害基礎年金のお手続きにあたっては、初診日を特定することが非常に大切です。初診日というのは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。先天性の知的障害の初診日については、すべて生まれたときで、必ず20歳前という形にしています。



つまり、うちの息子の場合、具体的な診療を受けた日がわからなくても大丈夫なんですね。



はい、そうです。

■ 障害認定日とは？

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

➡ 障-No.4



2つ目の障害認定日というのは、障害の程度を判断する日のことです。障害基礎年金を受け取るためには、障害認定日に障害の程度が障害等級の1級または2級に該当することが必要です。障害認定日は、原則として初診日から1年6か月後となっているのですが、障害認定日が20歳より前の場合には、20歳になったときに障害の程度を判断することとなっています。洋一様の場合、障害の程度を判断する日は20歳の誕生日の前日となりますね。

例1：障害認定日が20歳に達した日以前の場合





<請求者の情報>



傷病

知的障害



初診日

先天性の知的障害⇒20歳前（生まれたとき）



請求方法

20歳前傷病による障害基礎年金



<障害基礎年金を受け取るための3つの要件>

-  初診日に国民年金に加入していること（原則）
-  初診日の前日に保険料納付要件を満たしていること
-  障害認定日に障害等級1級または2級に該当



それじゃあ、このあいだ20歳になったから、
もらえるんですね。



お手続きのためには、洋一様が医療機関へ
行って医師に診断書を書いていただく必要が
あります。医師に診断書を作成してもらったら、
請求書類と一緒にその診断書を当町に提出
いただきます。その後、日本年金機構が20歳の
時に障害等級の1級または2級に該当しているか
どうかを審査します。

そうですか、1級とか2級というのは、どの程度
の状態のことをいうのでしょうか？



実際には、日本年金機構の審査によって決まり
ますが、障害等級表に定められていますので、
こちらをご覧ください。

No.5-2 国民年金の障害等級表

程度	号	障害	障害の状態
2級	1	眼	・両眼の視力の和が0.05以下0.08以下のもの
	2	聴覚	・両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能	・平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃく	・そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声または言語障害	・音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6	上肢	・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指を欠くもの ・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	7	下肢	・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹・脊髄	・体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	9	眼／聴覚／上肢／下肢／体幹・脊髄／肢体／神経系統／呼吸疾患／心疾患／腎疾患／肝疾患／血液・造血器疾患／代謝疾患／悪性新生物／高血圧症／その他の疾患	・前各号に掲げるもののほか身体の機能の障害、または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	10	精神	・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	重複疾患	・身体の機能の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

平成27年度版

20150401 : A6-01-16



2級の場合ですと、例えば、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。日常生活が極めて困難で、働いて収入を得ることができない程度の状態に相当します。



うちの息子は何級になるんですか？療育手帳の判定はAでIQは32なんですが・・・Aだと障害の等級は何級になるんですか？もらえるのか、もらえないのかははっきりしてから請求したいんですけど・・・。

Q&A

問題

近藤さんに対して、
どう対応するのが望ましいでしょうか？

1. これまでの認定状況から考えて2級に該当することはまず間違いないので自信をもって、「2級以上に該当すると思いますよ」と案内する。
2. とにかく障害等級表を見せて来訪者自身に判断させる。
3. 障害年金の決定は、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って障害の程度を評価した診査結果を踏まえて行うものであることを丁寧に説明し、窓口ではお答えできないことを伝える。



問題

近藤さんに対して、
どう対応するのが望ましいでしょうか？

1. これまでの認定状況から考えて2級に該当することはまず間違いないので自信をもって、「2級以上に該当すると思いますよ」と案内する。
2. とにかく障害等級表を見せて来訪者自身に判断させる。
3. 障害年金の決定は、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って障害の程度を評価した診査結果を踏まえて行うものであることを丁寧に説明し、窓口ではお答えできないことを伝える。

解答

正解：3. 障害年金の決定は、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って障害の程度を評価した診査結果を踏まえて行うものであることを丁寧に説明し、窓口ではお答えできないことを伝える。

診査をするのはあくまで日本年金機構各都道府県事務センターの障害認定診査医員。相談の段階で審査結果の見通しを断定的に述べることをないように注意する。



申し訳ございません。お子様の障害の程度については、まずご請求いただいてから、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って診査することになっています。こちらでは、必要な書類の準備のお手伝いをさせていただきます。

うちの洋一は、Aだからもらえますよね。



療育手帳の等級と障害の等級は必ずしも一致しませんので、診査の結果、障害基礎年金を受け取る要件に該当しない場合もございます。まずはきちんと請求できるようお手伝いしますのでご安心ください。

＜窓口担当者の役割と目的＞



相談者の障害年金請求書等必要書類の作成を
支援し、過不足なく提出いただくこと



相談者と窓口担当者の共通の目的





はい、ありがとうございます。診査のことはわかりました。とりあえず申請の書類があればもらっていきたいのですが。



承知しました。申請のための書類をそろえていただく費用は近藤様のご負担となりますのでご注意ください。

はい、よろしくお願いします。



障害基礎年金請求時の必要書類

こ 注 意

配属者の受給した1年間の年金受給額の計算対象となっている場合、あなたが管理職年金を受けられるようになったときは、受給した1年間の年金受給額が計算の対象となる場合があります。

この場合、配属者の受給した1「年度」の管理職加給年金受給年度(受給年度)をお近くの年金事務所または前年の年金配属センターの係長に提出したうえで受給額を算出します。

① この年度は右の年(1)の「管理職の受給年度」の1年(5)までの1「年度」に該当しますか。該当する場合はこの②に記入してください。

② 1「年度」の受給額と手当とは右の通りです。

③ 加給に算入資格を受けたことがありますか。

1. 管理職受給年度による額
2. 加給に算入資格による額
3. 加給に算入資格がない年度による加給額

④ 1「年度」から5年(月)の受給額を合計し、左表のとおり記入してください。

2. 加給から5年(月)の受給額を合計したが、その後減額して受給がなくなった。

3. そのほか

⑤ 加給に算入資格を受けたことがありますか。

⑥ 加給の発生した日

⑦ 加給の発生した年度

⑧ 加給に算入された年度

⑨ 加給に算入された年度

⑩ 加給に算入された年度

⑪ 加給に算入された年度

⑫ 加給に算入された年度

⑬ 加給に算入された年度

⑭ 加給に算入された年度

⑮ 加給に算入された年度

⑯ 加給に算入された年度

⑰ 加給に算入された年度

⑱ 加給に算入された年度

⑲ 加給に算入された年度

⑳ 加給に算入された年度

㉑ 加給に算入された年度

㉒ 加給に算入された年度

㉓ 加給に算入された年度

㉔ 加給に算入された年度

㉕ 加給に算入された年度

㉖ 加給に算入された年度

㉗ 加給に算入された年度

㉘ 加給に算入された年度

㉙ 加給に算入された年度

㉚ 加給に算入された年度

㉛ 加給に算入された年度

㉜ 加給に算入された年度

㉝ 加給に算入された年度

㉞ 加給に算入された年度

㉟ 加給に算入された年度

㊱ 加給に算入された年度

㊲ 加給に算入された年度

㊳ 加給に算入された年度

㊴ 加給に算入された年度

㊵ 加給に算入された年度

㊶ 加給に算入された年度

㊷ 加給に算入された年度

㊸ 加給に算入された年度

㊹ 加給に算入された年度

㊺ 加給に算入された年度

㊻ 加給に算入された年度

㊼ 加給に算入された年度

㊽ 加給に算入された年度

㊾ 加給に算入された年度

㊿ 加給に算入された年度

1. 加給に算入された年度

2. 加給に算入された年度

3. 加給に算入された年度

4. 加給に算入された年度

5. 加給に算入された年度

6. 加給に算入された年度

7. 加給に算入された年度

8. 加給に算入された年度

9. 加給に算入された年度

10. 加給に算入された年度

11. 加給に算入された年度

12. 加給に算入された年度

13. 加給に算入された年度

14. 加給に算入された年度

15. 加給に算入された年度

16. 加給に算入された年度

17. 加給に算入された年度

18. 加給に算入された年度

19. 加給に算入された年度

20. 加給に算入された年度

21. 加給に算入された年度

22. 加給に算入された年度

23. 加給に算入された年度

24. 加給に算入された年度

25. 加給に算入された年度

26. 加給に算入された年度

27. 加給に算入された年度

28. 加給に算入された年度

29. 加給に算入された年度

30. 加給に算入された年度

31. 加給に算入された年度

32. 加給に算入された年度

33. 加給に算入された年度

34. 加給に算入された年度

35. 加給に算入された年度

36. 加給に算入された年度

37. 加給に算入された年度

38. 加給に算入された年度

39. 加給に算入された年度

40. 加給に算入された年度

41. 加給に算入された年度

42. 加給に算入された年度

43. 加給に算入された年度

44. 加給に算入された年度

45. 加給に算入された年度

46. 加給に算入された年度

47. 加給に算入された年度

48. 加給に算入された年度

49. 加給に算入された年度

50. 加給に算入された年度

51. 加給に算入された年度

52. 加給に算入された年度

53. 加給に算入された年度

54. 加給に算入された年度

55. 加給に算入された年度

56. 加給に算入された年度

57. 加給に算入された年度

58. 加給に算入された年度

59. 加給に算入された年度

60. 加給に算入された年度

61. 加給に算入された年度

62. 加給に算入された年度

63. 加給に算入された年度

64. 加給に算入された年度

65. 加給に算入された年度

66. 加給に算入された年度

67. 加給に算入された年度

68. 加給に算入された年度

69. 加給に算入された年度

70. 加給に算入された年度

71. 加給に算入された年度

72. 加給に算入された年度

73. 加給に算入された年度

74. 加給に算入された年度

75. 加給に算入された年度

76. 加給に算入された年度

77. 加給に算入された年度

78. 加給に算入された年度

79. 加給に算入された年度

80. 加給に算入された年度

81. 加給に算入された年度

82. 加給に算入された年度

83. 加給に算入された年度

84. 加給に算入された年度

85. 加給に算入された年度

86. 加給に算入された年度

87. 加給に算入された年度

88. 加給に算入された年度

89. 加給に算入された年度

90. 加給に算入された年度

91. 加給に算入された年度

92. 加給に算入された年度

93. 加給に算入された年度

94. 加給に算入された年度

95. 加給に算入された年度

96. 加給に算入された年度

97. 加給に算入された年度

98. 加給に算入された年度

99. 加給に算入された年度

100. 加給に算入された年度





それでは、申請に必要な書類をお渡しします。
いくつか書類がございますので用意してまいり
ます。少々お待ちください。







【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

申請書 の 欄	お手続きに必要な書類	入手先
☐	年金請求書（国民年金障害基礎年金）	・ 窓口 ・ 日本年金機構
☐	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 ※基礎年金番号通知書は、年金手帳と一緒に提出してください。	・ 日本年金機構
☐	預金通帳、印金通帳、キャッシュカード ※年金の振込先が、通帳記載の口座と異なる場合は、振込先変更の届出を提出してください。	・ 日本年金機構
☐	戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書） ※請求書の提出時、戸籍の個人事項証明書を提出してください。	・ 日本年金機構
☐	医師または、科医の診断書（※医師または、科医の診断書は、請求書の提出時、医師または、科医の診断書を提出してください。） ※障害認定日の確定は、医師または、科医の診断書に基づき行われます。 ※20歳前初診日（※20歳前初診日は、請求書の提出時、医師または、科医の診断書を提出してください。） ※20歳前初診日（※20歳前初診日は、請求書の提出時、医師または、科医の診断書を提出してください。）	・ 日本年金機構
☐	受診状況等証明書 ※受診状況等証明書は、請求書の提出時、医師または、科医の診断書を提出してください。	・ 日本年金機構
☐	受診状況等証明書が、医師または、科医の診断書に作成できない場合は、初診日の確認ができる参考資料（写）を添付して提出	・ 日本年金機構
☐	病歴・就労状況等申立書	・ 窓口 ・ 市役所出張所

裏面に続く
20150401：A6-08-3

2. 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

場合

入手先

・ 窓口
・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

3. 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

場合

入手先

・ 窓口
・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

4. 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

場合

入手先

・ 窓口
・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

5. 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

場合

入手先

・ 窓口
・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

・ 日本年金機構

請求書についての説明

4. その他

お申し込みの チェックポイント	お手続きに必要な書類	入手先
☐ 委任状	●委任状 ●日本年金機構印	
☐ 空に封入されるもの(郵付の場合は)	●印紙(郵便物、ハズボト等)	
☐ 印紙 (認めの郵引、スタンプ印は不可)	※請求書が自署の場合は不要	
☐ 請求書確認書	●窓口 ●年金事務所	
☐ 初年度に付する第三者の申立書	●窓口 ●年金事務所	
☐ 請求者本人の所得証明書	●[] 窓口 ●[] 市役所出張所	
☐ ※20歳未満者の場合		
☐ 年金受給選択申出書	●窓口 ●年金事務所	
☐ 年金受給請求の滞りによる申立書	●窓口 ●年金事務所	
☐ ※受給権発生日の翌日より5年経過した後に提出		

※請求しても年金に該当しない場合がございます。
その場合の診断書作成費用等はお返し致しかねます。ご了承ください。

開會費先 〇〇年会事務所 所在地 〇〇市・・・ 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係 所在地 〇〇県〇〇市・・・ 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
---	---

20150401 : A6-08-f

[illegible]

それでは、こちらの必要書類リストを使って
順番にご説明します。
まず、こちらが障害基礎年金の請求書です。
こちらに必要な項目をもれなく記入いただく
必要があります。



記入項目がたくさんあって大変そうですね・・・



こちらの記入例をご覧ください。これを参考にしながら、わかる範囲で記入をお願いいたします。次回お越しいただいたときに、お持ちいただいた必要書類の確認とあわせて不明な点
はご説明します。

請求書についての説明

■この請求書は、以下の期間中に初診日がある場合に提出してください。

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間

■請求する方の状況に応じて、書き方が異なりますのでご注意ください。

■訂正する場合は、訂正箇所請求者の訂正印を押印してください。

＜受取機関＞

金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。
なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明は必要ありません。

- ・預金通帳(貯金通帳)を持参する場合
- ・預金通帳(貯金通帳)、キャッシュカードおよび預金口座を明らかにできる金融機関が発行する書類のコピーを添付する場合
- ・インターネット専業銀行等の場合には、口座番号のわかる画面をプリントアウトしたもの等を添付する場合

注) 貯蓄口座には年金の受け取りができません。また、インターネット専業銀行は年金の受け取りができない口座ですのでご注意ください。





次に、医師に証明を依頼する書類をご案内します。こちらが今回の請求に必要な診断書です。20歳時点における症状を証明する非常に重要な書類です。こちらの診断書に記載いただくよう医師に依頼してください。診断書は全て医師に記載いただく必要があります。

ええ…、はい…でも診断書を書いてもらうのにはどこの病院へ行ったらいいのかしら…



国民年金 診断書 (精神の障害用) 様式第129号の4

氏名 性別 男・女 生年月日 昭和 年 月 日生 () 住所 市区町村 番地 号 丁目 番 号 ① 精神の発症年月日 昭和 年 月 日 ② 発症の場所 (自宅、学校、職場、その他) ③ ①の発症後経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ④ ③の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑤ ④の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑥ ⑤の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑦ ⑥の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑧ ⑦の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑨ ⑧の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑩ ⑨の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑪ ⑩の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑫ ⑪の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑬ ⑫の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑭ ⑬の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑮ ⑭の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑯ ⑮の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑰ ⑯の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑱ ⑰の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑲ ⑱の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ⑳ ⑲の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉑ ⑳の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉒ ㉑の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉓ ㉒の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉔ ㉓の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉕ ㉔の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉖ ㉕の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉗ ㉖の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉘ ㉗の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉙ ㉘の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉚ ㉙の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉛ ㉚の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉜ ㉛の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉝ ㉜の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉞ ㉝の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㉟ ㉞の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊱ ㉟の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊲ ㊱の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊳ ㊲の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊴ ㊳の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊵ ㊴の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊶ ㊵の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊷ ㊶の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊸ ㊷の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊹ ㊸の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊺ ㊹の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊻ ㊺の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊼ ㊻の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊽ ㊼の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊾ ㊽の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日 ㊿ ㊾の経過 (経過の要約) 昭和 年 月 日

本人の障害の程度及び状態に無関係な事項には記入する必要はありません。(無関係な事項は、斜線により消滅してください。)



先ほど知的障害に関しては、ここ最近、医療機関にかかっていないとおっしゃっていましたよね。



はい。ここ数年、知的障害に関しては病院に行っていないと思います。



それでは、精神科や心療内科のある医療機関に、こちらの診断書を書いてもらえるか問い合わせたうえで行かれることをお勧めします。洋一様が20歳になった前後3か月の範囲内で診察を受けた日の症状を医師に証明いただく必要があります。具体的には平成27年1月1日から平成27年6月30日までの期間の証明が必要となります。





かかりつけの診療所の内科の先生は、うちの息子も慣れているんですけど…ほかの先生だと少し不安です。



それでは、医療機関にお問い合わせいただく前に、かかりつけの先生に相談してみるのも良いと思いますよ。



そうですか、わかりました。早速、先生に相談してみます。



診断書はこれでいいのですか？



はい、そうです。今回の診断書はこれだけで大丈夫です。医療機関でお取りいただく書類はこれだけです。診断書を作成いただく医師には、こちらの「診断書作成の留意事項」もお渡しください。

はい、わかりました。



《精神の障害》

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

表面

①欄
障害年金の支給を求める傷病名を記入します。該当するICD-10コードも必ず記入してください。
例：高次脳機能障害
ICD-10コード（F04、F06、F07）

⑦欄
特に知的障害や発達障害については、これまでの状態を参考としますので、本人や家族などの話をできるだけ詳しく記入してください。

⑩ア欄
該当する病状または状態像の番号を○で囲んでください。

● 注意事項
Ⅵ 「てんかん発作のタイプ」
てんかん発作がある場合は、以下の発作のタイプ（A～D）のいずれかを○で囲んでください。
A：意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
B：意識障害の有無を問わず、転倒する発作
C：意識を失い、行為が連続するが、倒れない発作
D：意識障害はないが、随意運動が失われる発作

Ⅶ 「高次脳機能障害」
失語の症状について審査を希望される場合は、言語機能の障害用（様式第120号の2）の診断書が必要になります。

③欄
①の傷病のために初めて医師の診療を受けた日を記入します。診療記録で初診が確認できるときは、「診療記録で確認」を○で囲んでください。確認できないときは、「本人の申立て」を○で囲み、申立て年月日を記入してください。

初診年月日と現症日の記入漏れがないようお願いします。

⑩イ欄
ア欄の程度、症状およびそれらの症状に伴う日常生活や労働に関する制限について具体的に記入してください。また、投薬治療を行っているときは、処方薬名や用量なども記入してください。

（お願い）
この診断書は、障害年金の障害等級を判定するために、作成をお願いしているものです。
過去の障害の状態については、当時のカルテに基づいて記入してください。
診断書に記入漏れや疑義がある場合は、作成された医師に照会することがありますので、ご了承ください。

日本年金機構
Japan Pension Service

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。



<精神の障害用の診断書をもらうときのポイント>

《精神の障害》 障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項 表面

①欄 障害年金の支給を求める傷病名を記入します。該当するICD-10コードも必ず記入してください。
例：高次脳機能障害
ICD-10コード（F04、F06、F07）

②欄 特に知的障害や発達障害については、これまでの状態を参考としますので、本人や家族などの話をできるだけ詳しく記入してください。

③ア欄 該当する病状または状態番号の番号を○で囲んでください。

● 注意事項
VI 「てんかん発作のタイプ」

④欄 ①の傷病のために初めて医師の診療を受けた日を記入します。診療録で初診が確認できるときは、「診療録で確認」を○で囲んでください。確認できないときは、「本人の申立て」を○で囲み、申立て年月日を記入してください。

初診年月日と現症日の記入漏れがないようお願いします。

⑤イ欄 ア欄の程度、症状およびそれらの症状に伴う日常生活や労働に関する制限について具体的に記入してください。また、投薬治療を行っているときは、処方薬名や用量なども記入してください。

（お願い）

市町村の職員が、診断書等に鉛筆やボールペンで直接チェックを入れたり、メモを書き込んだりしてはいけません。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

失病の症状について審査を希望される場合は、当該機関の障害用（様式第20号の2）の診断書が必要になります。

日本年金機構 Japan Pension Service



＜受診状況等証明書＞

初診日を特定するために原則として受診状況等証明書が必要。ただし診断書を作成した医療機関が初診と同じ医療機関の場合には不要

＜受診状況等証明書が添付できない申立書＞

受診状況等証明書が取得できず、初診日を特定することが困難な場合、参考資料と共に提出

【受診状況等証明書】

「受診状況等証明書」は、初診日を特定するために必要となる書類です。初診日を特定することが困難な場合、参考資料と共に提出してください。

受診状況等証明書

① 氏 名 _____

② 姓 名 _____

③ 生 年 月 日 _____ 性別 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

④ 診断書の提出先は医師 _____

⑤ 診断書の提出先は医師 _____

⑥ 診断書の提出先は医師 _____

⑦ 診断書の提出先は医師 _____

⑧ 診断書の提出先は医師 _____

⑨ 診断書の提出先は医師 _____

⑩ 診断書の提出先は医師 _____

⑪ 診断書の提出先は医師 _____

⑫ 診断書の提出先は医師 _____

⑬ 診断書の提出先は医師 _____

⑭ 診断書の提出先は医師 _____

⑮ 診断書の提出先は医師 _____

⑯ 診断書の提出先は医師 _____

⑰ 診断書の提出先は医師 _____

⑱ 診断書の提出先は医師 _____

⑲ 診断書の提出先は医師 _____

⑳ 診断書の提出先は医師 _____

㉑ 診断書の提出先は医師 _____

㉒ 診断書の提出先は医師 _____

㉓ 診断書の提出先は医師 _____

㉔ 診断書の提出先は医師 _____

㉕ 診断書の提出先は医師 _____

㉖ 診断書の提出先は医師 _____

㉗ 診断書の提出先は医師 _____

㉘ 診断書の提出先は医師 _____

㉙ 診断書の提出先は医師 _____

㉚ 診断書の提出先は医師 _____

㉛ 診断書の提出先は医師 _____

㉜ 診断書の提出先は医師 _____

㉝ 診断書の提出先は医師 _____

㉞ 診断書の提出先は医師 _____

㉟ 診断書の提出先は医師 _____

㊱ 診断書の提出先は医師 _____

㊲ 診断書の提出先は医師 _____

㊳ 診断書の提出先は医師 _____

㊴ 診断書の提出先は医師 _____

㊵ 診断書の提出先は医師 _____

㊶ 診断書の提出先は医師 _____

㊷ 診断書の提出先は医師 _____

㊸ 診断書の提出先は医師 _____

㊹ 診断書の提出先は医師 _____

㊺ 診断書の提出先は医師 _____

㊻ 診断書の提出先は医師 _____

㊼ 診断書の提出先は医師 _____

㊽ 診断書の提出先は医師 _____

㊾ 診断書の提出先は医師 _____

㊿ 診断書の提出先は医師 _____

【受診状況等証明書が添付できない申立書】

「受診状況等証明書」が添付できない場合、以下の事項を記載してください。

① 初診日を特定することが困難な理由 _____

② 初診日を特定することが困難な理由 _____

③ 初診日を特定することが困難な理由 _____

④ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑤ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑥ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑦ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑧ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑨ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑩ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑪ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑫ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑬ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑭ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑮ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑯ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑰ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑱ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑲ 初診日を特定することが困難な理由 _____

⑳ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉑ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉒ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉓ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉔ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉕ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉖ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉗ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉘ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉙ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉚ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉛ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉜ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉝ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉞ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㉟ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊱ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊲ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊳ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊴ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊵ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊶ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊷ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊸ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊹ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊺ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊻ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊼ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊽ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊾ 初診日を特定することが困難な理由 _____

㊿ 初診日を特定することが困難な理由 _____



＜初診日に関する第三者の申立書＞

20歳前傷病による障害基礎年金の請求で
受診状況等証明書がとれない場合の申立書

＜知的障害の場合＞

初診日を証明する書類は不要

(参考様式)

初診日に関する第三者の申立書

障害基礎年金請求者 _____ の傷病者 (_____)
の初診日については、次のとおり申し立てます。

※申請書に上記欄で記載している様子を捺印する欄に貼付します。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

＜申込者＞

住 所 _____

連絡先 (_____) _____

氏名 _____ 印 _____
(請求者との関係)

※ご提出前に、申立内容を確認させていただくことがあります
のであらかじめご了承ください。

障害基礎年金

病歴・就労状況等申立書の説明



では次に、病歴・就労状況等申立書をご案内します。



この書類は、なんですか？



初診日や障害の状態を認定するうえで重要な補足資料となります。発病から初診までの経過、その後の受診状況や働いている場合の状況について、できるだけ具体的にご記入ください。

別紙1

病歴・就労状況等申立書

(請求する病歴やけがの病歴がある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。)

病歴状況	傷病名	発病日	発病・平成	年	月	日	初診日	発病・平成	年	月	日	
記入する前にご確認ください。 ○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、発病したときから現在までの経過を年単位に期間をあけず記入してください。 ○ 受診している期間は、病院期間、受診病院、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転院・受診中止の理由、日常生活状況、就業状況など記入してください。 ○ 受診していない期間は、その理由、自宅療養の経過、日常生活状況、就業状況などについて具体的に記入してください。 ○ 療養期間など受診期間となった病気やけがについて期間が空いたことも記入してください。 ○ 同一の病歴または期間空いている場合、治療経過を期間空いているからと理由、発病から初診までの長期間の場合は、その期間が3年未満と記入してください。												
1	発病・平成 発病・平成 受診した ・受診していない 医療機関	発病したときから初診までの経過(発病後経過は初診時から初診まで)										
2	発病・平成 発病・平成 受診した ・受診していない 医療機関	発病後経過										
3	発病・平成 発病・平成 受診した ・受診していない 医療機関	発病後経過										
4	発病・平成 発病・平成 受診した ・受診していない 医療機関	発病後経過										
5	発病・平成 発病・平成 受診した ・受診していない 医療機関	発病後経過										

※ 療養期間も記入してください。

1. 障害認定日(初診日から1年6月目または、それ以前に治った場合は治った日) 平成 年 月 日 (請求日)

2. 現在(請求日)の療養・日常生活状況等について該当する方欄内に記入してください。

3. 平成 年 月 日 現在の状況を記入してください。

4. 初診日(発病)を記入してください。

5. 療養期間(治療) 療養 日

6. 療養期間(治療) 療養 日

7. 療養期間(治療) 療養 日

8. 療養期間(治療) 療養 日

9. 療養期間(治療) 療養 日

10. 療養期間(治療) 療養 日

11. 療養期間(治療) 療養 日

12. 療養期間(治療) 療養 日

13. 療養期間(治療) 療養 日

14. 療養期間(治療) 療養 日

15. 療養期間(治療) 療養 日

16. 療養期間(治療) 療養 日

17. 療養期間(治療) 療養 日

18. 療養期間(治療) 療養 日

19. 療養期間(治療) 療養 日

20. 療養期間(治療) 療養 日

21. 療養期間(治療) 療養 日

22. 療養期間(治療) 療養 日

23. 療養期間(治療) 療養 日

24. 療養期間(治療) 療養 日

25. 療養期間(治療) 療養 日

26. 療養期間(治療) 療養 日

27. 療養期間(治療) 療養 日

28. 療養期間(治療) 療養 日

29. 療養期間(治療) 療養 日

30. 療養期間(治療) 療養 日

31. 療養期間(治療) 療養 日

32. 療養期間(治療) 療養 日

33. 療養期間(治療) 療養 日

34. 療養期間(治療) 療養 日

35. 療養期間(治療) 療養 日

36. 療養期間(治療) 療養 日

37. 療養期間(治療) 療養 日

38. 療養期間(治療) 療養 日

39. 療養期間(治療) 療養 日

40. 療養期間(治療) 療養 日

41. 療養期間(治療) 療養 日

42. 療養期間(治療) 療養 日

43. 療養期間(治療) 療養 日

44. 療養期間(治療) 療養 日

45. 療養期間(治療) 療養 日

46. 療養期間(治療) 療養 日

47. 療養期間(治療) 療養 日

48. 療養期間(治療) 療養 日

49. 療養期間(治療) 療養 日

50. 療養期間(治療) 療養 日

51. 療養期間(治療) 療養 日

52. 療養期間(治療) 療養 日

53. 療養期間(治療) 療養 日

54. 療養期間(治療) 療養 日

55. 療養期間(治療) 療養 日

56. 療養期間(治療) 療養 日

57. 療養期間(治療) 療養 日

58. 療養期間(治療) 療養 日

59. 療養期間(治療) 療養 日

60. 療養期間(治療) 療養 日

61. 療養期間(治療) 療養 日

62. 療養期間(治療) 療養 日

63. 療養期間(治療) 療養 日

64. 療養期間(治療) 療養 日

65. 療養期間(治療) 療養 日

66. 療養期間(治療) 療養 日

67. 療養期間(治療) 療養 日

68. 療養期間(治療) 療養 日

69. 療養期間(治療) 療養 日

70. 療養期間(治療) 療養 日

71. 療養期間(治療) 療養 日

72. 療養期間(治療) 療養 日

73. 療養期間(治療) 療養 日

74. 療養期間(治療) 療養 日

75. 療養期間(治療) 療養 日

76. 療養期間(治療) 療養 日

77. 療養期間(治療) 療養 日

78. 療養期間(治療) 療養 日

79. 療養期間(治療) 療養 日

80. 療養期間(治療) 療養 日

81. 療養期間(治療) 療養 日

82. 療養期間(治療) 療養 日

83. 療養期間(治療) 療養 日

84. 療養期間(治療) 療養 日

85. 療養期間(治療) 療養 日

86. 療養期間(治療) 療養 日

87. 療養期間(治療) 療養 日

88. 療養期間(治療) 療養 日

89. 療養期間(治療) 療養 日

90. 療養期間(治療) 療養 日

91. 療養期間(治療) 療養 日

92. 療養期間(治療) 療養 日

93. 療養期間(治療) 療養 日

94. 療養期間(治療) 療養 日

95. 療養期間(治療) 療養 日

96. 療養期間(治療) 療養 日

97. 療養期間(治療) 療養 日

98. 療養期間(治療) 療養 日

99. 療養期間(治療) 療養 日

100. 療養期間(治療) 療養 日

上記のとおり記載してください。

平成 年 月 日 請求者 氏 名 氏 名 氏 名

代表者 氏 名 氏 名 氏 名

請求者からみた関係 () () ()

電話番号 () () ()

○病歴状況

「1～5」には、発病から順番に現在までの状況について、期間をあげずに記入してください。

1つの期間が、5年を超える場合は、その期間を3～5年ごとに区切って記入してください。

生来性の知的障害（精神遅滞）の場合は、小学校入学前（幼稚園、保育園）、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生に区切って日常生活や学校での状況などを記入してください。

「医療機関に受診している期間」

医療機関に受診している場合は、「受診した」を○で囲んで、「医療機関名」を記入してください。

○日常生活について

日常生活において本人がどのくらいの不自由さを感じているかを記入してください。

主治医に確認する必要はありません。

状況等申立書の提出にあたって

○**教職**
教職を記入した場合は、期首と記入した教職を数字で記入してください。
(例) 全部で2校作成した場合
1校目 → NO.1 → 2校目
2校目 → NO.2 → 2校目

○**療養名**
療養年を過ぎる療養（診断書の療養）を記入してください。

○**期首日**
初めて障害を受けた日を記入してください。初めて障害を受けるより前に次のようなことがありましたら、その日を記入してください。
・療養期間で療養が再開された療養に関する指示を受けた場合は療養開始日
・生来性の知的障害（精神遅滞）の場合は出生日

日本年金機構
Japan Pension Service

○**職歴**
仕事の内容を具体的に記入してください。
(例) 非営利で接客業務
工場現場で交通誘導員
派遣先でデータ入力業務

○**就労していない（いなかった）場合**
休職中だった場合にも理由を記入してください。

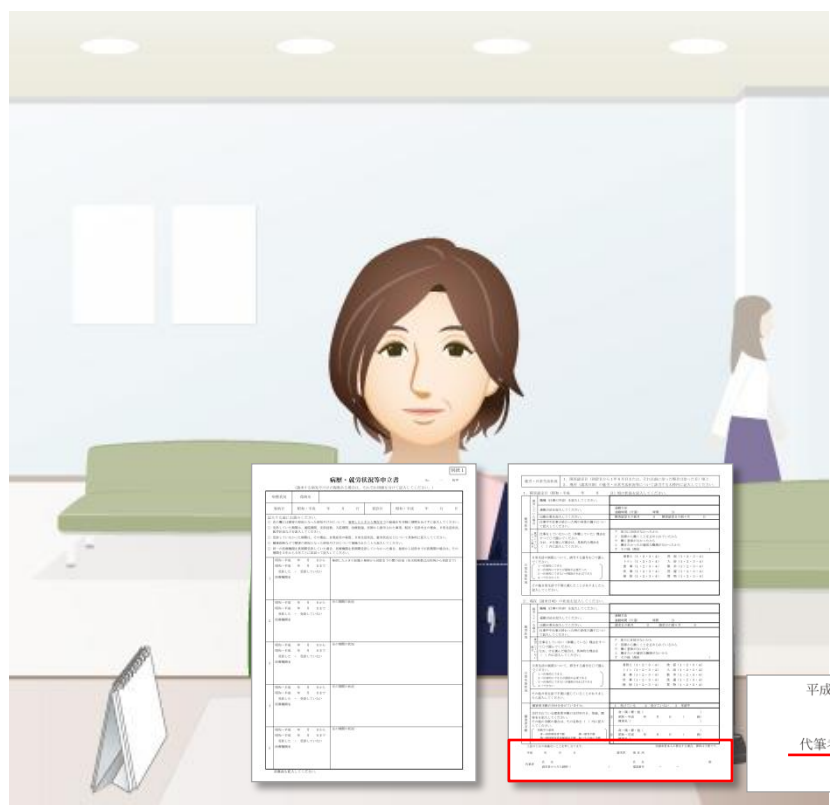
○**療養日**
・療養日の開始日、終日、療養番号を記入してください。
・代筆者が作成した場合は、代筆者の氏名、電話番号、請求書からみた住所を記入してください。

なんだか難しそうね。



病気やケガによって日常生活がどの程度困っているかを、生まれたときから、3年から5年くらいに区切って記入してください。例えば学校の授業や生活の中でどんなことができなかったかなどを、わかる範囲でかまいませんので具体的に記入してください。こちらも参考にしてご記入をお願いします。





この書類は、私が書いてもよろしいんでしょうか？



はい、結構です。ただし、その場合は申立書の裏面の下段の代筆者の欄に春子様の署名をしてください。

平成 年 月 日

請求者 現住所

代筆者 氏 名
請求者からみた続柄 ()

氏 名
電話番号 — —

㊞

病歴・就労状況等申立書の提出にあたって

表面

○発病日

自覚症状が現れた日を記入してください。
自覚症状が現れる前に次のようなことがありましたら、その日を記入してください。
・健康診断で異常が発見された場合は、異常を指摘された日
・先天性疾患の場合は、症状を自覚したときまたは検査で異常が発見された日
・生来性の知的障害（精神遅滞）の場合は誕生日

○病歴状況

「1～5」には、発病から順番に現在までの状況について、期間をあけずに記入してください。
1つの期間が、5年を超える場合は、その期間を3～5年ごとに区切って記入してください。
生来性の知的障害（精神遅滞）の場合は、小学校入学前（幼稚園、保育園）、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生に区切って日常生活や学校の状況などを記入してください。

「医療機関に受診している期間」

医療機関に受診している場合は、「受診した」を○で囲んで、「医療機関名」を記入してください。

「医療機関に受診していなかった期間」

医療機関に受診していなかった場合は、「受診していない」を○で囲んでください。

病歴・就労状況等申立書 No. 〇〇-〇〇-〇〇

（請求する病歴や就労状況の数が多い場合は、そのうち一部を記入してください。）

発病状況	発病日	発病から現在までの期間	発病から現在までの期間	発病から現在までの期間	発病から現在までの期間	発病から現在までの期間	発病から現在までの期間	発病から現在までの期間	発病から現在までの期間
1	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
2	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
3	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
4	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
5	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日

※請求する病歴や就労状況の数が多い場合は、そのうち一部を記入してください。

○枚数

複数枚記入した場合は、順番と記入した枚数を数字で記入してください。
（例）全部で2枚作成した場合
1枚目 → NO.1 - 2枚中
2枚目 → NO.2 - 2枚中

○傷病名

障害年金を請求する傷病（診断書の傷病）を記入してください。

○初診日

初めて診療を受けた日を記入してください。初めて診療を受けるより前に次のようなことがありましたら、その日を記入してください。
・健康診断で異常が発見され療養に関する指示を受けた場合は健康診断日
・生来性の知的障害（精神遅滞）の場合は誕生日





息子が小さい時のことはあまり良く覚えて
いませんが、できるだけ思い出して書くように
します・・・



大変だと思いますが、覚えている範囲で結構で
すので、次回お越しいただくまでにご記入を
お願いします。



わかりました。



次に市町村で取得する書類についてご案内
します。必要な書類は戸籍や住民票、住民票
コード番号がわかる通知類、そして所得証明書
です。



Q&A

問 題

吉村さんが案内した戸籍関係の書類
はなぜ必要になるのでしょうか。

書類の有効期限、提出期限、入手方法
などについてもあわせて考えてくだ
さい。



問 題

吉村さんが案内した戸籍関係の書類はなぜ必要になるのでしょうか。

書類の有効期限、提出期限、入手方法などについてもあわせて考えてください。

解 答

住民票：請求日時点での生存確認のため

有効期限…発行日から6か月

問題

吉村さんが案内した戸籍関係の書類はなぜ必要になるのでしょうか。

書類の有効期限、提出期限、入手方法などについてもあわせて考えてください。

解答

所得証明書：支給停止となる所得制限額を超えないか確認するため

有効期限…発行日から6か月

No.11-3 20歳前傷病による障害基礎年金

☒ 所得制限

本人の前年所得が制限額を超えると、その年の8月から1年間、金額または半額の受取りが停止されます。

※ 扶養する方の年齢や人数により制限額が変わります。

【20歳前の障害基礎年金の所得制限額（以下の金額を超えると支給制限）】

所得制限額	金額
10歳以上	+580,000円
それ以外	+380,000円
70歳以上	+480,000円
16歳以上23歳未満	+630,000円
それ以外	+380,000円

※ 前年の12月31日現在の年収

平成27年度版 20150401 : A6-01-33



次回ご持参いただくものをご案内します。
まず、今回お持ちいただいた近藤様の身分
証明書、洋一様の年金手帳と療育手帳について
は次回も必ずご持参ください。
また、洋一様名義の預金通帳またはキャッシュ
カードか、そのコピーが必要です。それと洋一
様の認めの印鑑です。

はい、わかりました。



【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☒	年金請求書（国民年金障害基礎年金） ※基礎年金番号の確認	・当窓口 ・日本年金機構
☒	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
☒	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
☒	戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書） ※謄本添付の場合は不要 ※受給権発生日以後、提出日から6ヵ月以内のもの（事後重症の場合は、請求日より1ヵ月以内のもの）	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
☒	医師または歯科医師の診断書（ ）枚 ※所定の様式あり ※障害認定日より3ヵ月以内の現症のもの。 ※障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3ヵ月以内の現症のもの）も併せて必要となります (1. 眼 2. 聴覚 3. 肢体 4. 精神 5. 呼吸器 6. 循環器 7. 胃肝臓 8. その他) ※20歳前に初診日がある場合は前後3ヵ月以内の診断書が必要となります	・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
☐	受診状況等証明書 ※診断書作成医療機関と初診時の医療機関が異なる場合に提出 受診状況等証明書が添付できない申し立書 ※受診状況等証明書を提出できない場合のみ、初診日の確認ができる参考資料（写）を添付して提出	・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
☒	病歴・就労状況等申立書	[] 番窓口 [] 市役所出張所

裏面に続く

20150401：A6-Q1



必要書類のご説明は以上で終わりです。
最後に、必要書類リストを作成しましたので
写しをお渡しします。もれなく揃えて次回
ご持参ください。

このチェック表を見ながら1つずつ揃えて
いけば大丈夫そうですね。ありがとうございました。



13-1 いくら？ - 年金額の計算 -



年金額（平成27年度の額）

年金額

【1級】年額 **975,100円**（月額81,258円）



子の加算額

【2級】年額 **780,100円**（月額65,008円）

- ※ 偶数月に前月分までの2ヵ月分が支給されます。
- ※ 1級の975,100円は2級の780,100円の1.25倍の金額です。
- ※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

1人		224,500円	1,004,600円（83,716円）
2人	【1級】 975,100円	449,000円	1,424,100円（118,675円）
3人		523,800円	1,498,900円（124,908円）
4人目以後		1人につき74,800円が加算	

2級の場合

子の人数	基本額	加算額	年額（月額）
1人		224,500円	1,004,600円（83,716円）
2人	【2級】 780,100円	449,000円	1,229,100円（102,425円）
3人		523,800円	1,303,900円（108,658円）
4人目以後		1人につき74,800円が加算	



それで、もし年金がもらえるとしたら、いくら受け取れるのでしょうか。

こちらをご覧ください。障害基礎年金の年金額はこちらになります。1級は2級の1.25倍の金額です。





他にご不明な点はございますか？

いいえ。書類を揃えてなるべく早く請求に来ます。親切にありがとうございました。



次回は、準備いただいた請求書と添付書類の記入内容を1つ1つ確認させていただきます。漏れなく書類が整っていれば、請求書類としてお預かりできますので次回で終了となります。お疲れ様でした。では気をつけてお帰りください。



2. 2回目の相談対応

障害基礎年金





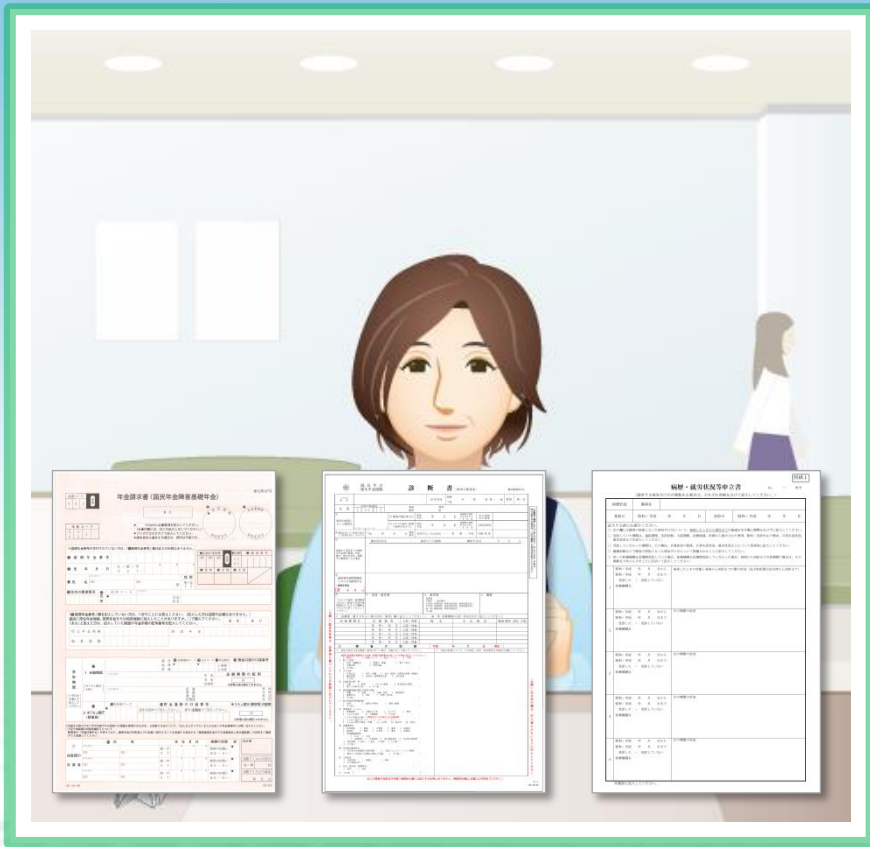
こんにちは、本日はどのようなご相談ですか？



先日、息子の障害基礎年金の手続きに来ました。
今日は教えていただいた書類が全部揃いました
ので持ってきたのですが。



ありがとうございます。では、拝見します。
持参された書類の内容を確認させていただきます。



障害基礎年金

提出書類の内容確認

<②欄 加算額の対象者>

② 加算額の対象者(障害基礎年金加算額に該当する者)を記入してください。障害基礎年金の決定後に子の加算額へ移行することを確認する場合は、障害基礎年金加算額の子の加算額に係る欄(第3欄)の欄を記入してください。

氏名	生年月日	障害の状態	長所
加算額の対象者 加算額 加算額 加算額	加算額 加算額 加算額 加算額	加算額 加算額 加算額 加算額	加算額 加算額 加算額 加算額

生計を同じくしている子がいいる場合はご記入ください。

- 子の年齢要件は次のいずれかとなります。
 - ・18歳になった後の最初の3月31日まで
 - ・国民年金法施行令に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満
- 併せて「③生計維持証明」欄の記入が必要です。

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

<③欄 請求者の年金および配偶者について>

③ あなたの現在、公的年金制度等(第1章参照)から年金を受けていますか。○で囲んでください。

受けていない場合は下欄に必要事項を記入してください(※受給日は年金を受け取ることに伴った年月日を記入してください)。

年金の種類	年金の種類	年金の種類	年金の種類
年金の種類	年金の種類	年金の種類	年金の種類

※あなたの配偶者について、記入してください。

氏名	生年月日	高年齢年金番号
年金 花子	昭和40年1月31日	2479-112345

他の年金を請求手続き中の場合も、ご記入ください。

請求者が配偶者の加齢年金対象者である場合、障害基礎年金を受け取る際は配偶者の加齢年金が支給停止されます。該当の方は「加齢年金額支給停止事由該当欄」の提出が必要となる場合があります。

<住民票コード>

請求者の住民票コード

9999999999999999

住民票コードを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認(現況届)や住所変更届等の提出が不要となります。ただし、障害状態を確認するための診断書や所得を確認するための所得状況届等の提出が必要となる場合があります。

注) ご記入していない場合であっても、年金決定後、氏名、生年月日、性別および住所が住民基本台帳と一致

<④欄 障害について>

障害基礎年金を請求する傷病名のみをご記入ください。

請求者に該当する診断書(①障害の原因となった傷病名欄)をご確認ください。

② 事後重傷による請求を○で囲んだ場合は、あてはまる理由を下からの欄で○で囲んでください。

③ 初診日(初診の日)は、障害基礎年金の請求(第1章参照)の日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病があった場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

④ 障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病があった場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

⑤ 障害認定日による請求を○で囲んだ場合は、あてはまる理由を下からの欄で○で囲んでください。

⑥ 事後重傷による請求を○で囲んだ場合は、あてはまる理由を下からの欄で○で囲んでください。

初診日において20歳前または66歳以上65歳未満で厚生年金または共済組合に加入中ではない場合は、「未加入」を○で囲んでください。

請求する傷病の原因が業務上である場合は、その下の欄の中から該当するものを○で囲んでください。

用語の説明

<初診日とは>

障害の原因となった病気やけが(以下「傷病」といいます)について、初めて医師または歯科医師(以下「医師等」といいます)の診療を受けた日と見なします。同一傷病で転医であった場合は、一番最初に医師等の診療を受けた日が初診日となります。

<障害認定日とは>

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその傷病があった場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。



提出書類の内容確認

[illegible][illegible]



記入内容はこれで大丈夫です。請求書類を受付いたします。

ありがとうございました



No.16-1 請求後の流れ

No.16-2 請求後の流れ

● 審査にあたっての留意事項

ご提出いただきました障害基礎年金の請求書につきまして、内容審査を進めさせていただきます。

審査の過程で請求者の方にお尋ねすることがあります。その場合、後日ご連絡させていただくことがありますのでご了承ください。

また、診断書を作成していただいた医療機関の先生にお尋ねしたり、内容確認をお願いすることがあります。日本年金機構から直接医療機関へ連絡のうえ確認するか、請求者の方から医療機関へ連絡の上確認していただくか、請求者の意向を確認させていただきます。

審査の結果、不支給または却下となる可能性もあります。

その際、診断書費用は、お返してきません。



それでは今後の流れについてご説明します。
お預かりした書類は先日お話したとおり審査に
回り決定までおおむね90日かかります。審査
途中で追加の資料や内容の確認等で近藤様や
医療機関に連絡が入る場合もありますので、
ご了承ください。その場合には決定まで90日を
超える場合もございます。

はい、わかりました。



No.16-3 請求後の流れ

- 年金証書・年金決定通知書

■ 初回受取り

年金が決定されてはじめてお受取りできるのは、年金証書が日本年金機構から送付されてから、おおむね50日程度です。

ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合があります。最初にお受取りになる金額は、原則として受取り開始年月から直前の受取り月の前月分までです。

※受取り開始年月は年金証書に記載の「受給権を取得した月」の翌月です。「年金決定通知書」に記載されています。

年 月 日
様
上記のとおり決定しましたので
通知します。
見本
厚生労働大臣

平成27年度版

20150401 : A6-01-45



支給が決定になりますと「年金証書・年金決定通知書」が届きます。大切に保管してください。

はい。



障害基礎年金の第1回目の支払いは年金証書が届いてからおおむね50日で指定口座に振り込まれます。2回目以降は偶数月の15日に支払月の前の2か月分が支払われます。近藤様の障害基礎年金が決定されますと、20歳をむかえた次の月、つまり平成27年5月分から支給が始まります。

2か月分ずつ振り込まれるのね。



No.7-3 いつから受け取れる？

✓ いつから入金されるのか

<最初の入金>

- ・ 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- ・ 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。



<通常の入金>

- ・ **偶数月の15日**に入金されます。
- ・ 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が日曜日の場合、12日の金曜日に入金されます。



はい、そうですが、初回支払いは受付からおおむね4か月ほどかかりますのでまとめて数か月分支給される場合もあります。

はい。



No.11-3 20歳前傷病による障害基礎年金

 ☒ 所得制限

本人の前年所得が制限額を超えたときは、その年の8月から1年間、全額または半額の受取りが停止されます。

※ 扶養する方の年齢や人数により制限額が変わります。

20歳前の障害基礎年金の所得制限額（以下の金額を超えると支給制限）】

扶養家族なし		扶養家族あり	
制限額		扶養家族1人あたり加算額	
全額 支給 停止	4,621,000円	70歳以上	+ 480,000円
		16歳以上23歳未満	+ 630,000円
半額 支給 停止	3,604,000円	それ以外	+ 380,000円
		70歳以上	+ 480,000円
		16歳以上23歳未満	+ 630,000円
		それ以外	+ 380,000円

※ 20歳前傷病による障害基礎年金受給の場合は、

所得状況届を年1回・毎年7月31日までに提出し続ける必要があります。

提出しないと年金の受取りが一時的に停止されます。



また、20歳前傷病による障害基礎年金には所得制限があります。こちらをご覧ください。一定以上の収入があると、全額停止になったり半額停止になったりします。したがって、洋一様の所得を確認するために、毎年7月の始めに所得状況届が自宅に送られてきますので、7月末日までにご提出ください。ご提出が遅れると年金の受取りが一時的に止まってしまうのでご注意ください。

そうなんですか・・・わかりました。



No.11-4 20歳前傷病による障害基礎年金



- 恩給法に基づく年金給付、労働者災害補償保険法の規定による年金給付等の給付で政令で定めるものを受けることができる。
- 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている。
- 少年院その他これに準ずる施設に収容されている。
- 日本国内に住所を有しない。



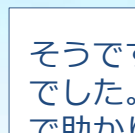
その他、一定の事由に該当している間も受け取りが一時止まります。



海外に住んでも止まるんですね。



今後の国民年金保険料についてですが、障害基礎年金を受けている方は法定免除といって、保険料の納付義務がありません。ただし、別途届出が必要となりますので、年金決定通知書が届きましたら、速やかにこちらの窓口へお越しください。



そうですか。そういう仕組みだとは知りませんでした。保険料が納められるか心配していたので助かります。





ただ、将来、障害の程度が2級よりも軽くなると障害基礎年金は支給停止になります。支給停止となった場合、保険料の納付を免除されていると、老後に受け取れる年金額が少なくなってしまうです。ですから、老後に備えて年金額を減らしたくないとお考えの場合は、免除ではなく、あえて納付することも可能です。免除されるのか納付されるかを検討のうえでどちらかの申請をしてください。

わかりました。



No.17-2 受取りはじめたら

- ☒ 受給している障害年金にかかる障害の程度が変わったとき

障害の程度が変わったときは、日本年金機構の審査も受給者の請求により、年金額が

障害が重
くなったとき

- 受給権者が改定の請求を行う場合は、「障害基礎年金の受給権発生日」または「日本年金機構の審査を受けた日」から1年を経過した日後でなければ、改定の請求ができませんでしたが、明らかに障害の程度が重くなったときは、1年を経過しなくても請求できるようになりました。
- 改定請求のあった月の翌月分から年金を受け取れます。

厚生労働省令で定められている1年を経過しなくても請求できる場合とは、受給権を取得した日、または障害の程度の審査を受けた日のどちらか遅い日以後に、該当した場合に限ります。



また、障害基礎年金が今回の決定で2級であった場合、決定より1年経過後に症状が重くなったときなどは、2級から1級への「額の改定」を請求することができます。その際にはご相談ください。

わかりました。





以上が私からのご説明となります。お疲れ様でした。他にお尋ねしておきたいことはございますか？



いいえ、今のところ特にありません。



では、こちらに私からご説明した重要事項をまとめております。この内容が違ってないかをご確認のうえ、本日の日付と近藤様の氏名のご記入をお願いします。



はい。わかりました。



今後もしなにかご不明な点がありましたら、お気軽にお尋ねください。それではこれで手続きは終了となります。お疲れ様でした。



親切に教えてください助かりました、ありがとうございます。無事終わってほっとしました。

【国民年金】障害基礎年金 説明事項のご確認

【20歳前障害の場合】

● 初診日（初めて医師の診察を受けた日）

20

- | チェック
項目 | 説明事項 |
|--------------------------|---|
| ☐ | 初診日は、20歳に達した日（20歳の誕生日の前日）より前になります。 |
| ☐ | 先天性障害の場合、初診日は生まれた時となり、初診日は20歳に達した日より前になります。 |

● 障害認定日（初めて医師の診察を受けてから1年6か月を経過した日、または 症状が固定した日）

- | チェック
項目 | 説明事項 |
|--------------------------|---|
| ☐ | 初診日から1年6か月を経過しています。 |
| ☐ | 初診日から1年6か月以内で、症状が固定しているとみなされます。 |
| ☐ | 症状が固定しているかどうかは、診断書等をもとに審判をします。
療養した結果、症状が固定していないと判断される場合もあります。 |
| ☐ | 先天性障害の場合、20歳に達した日（20歳の誕生日の前日）が障害認定日となります。 |

● 年金額の改定（年金額の変更）

20

- | チェック
項目 | 説明事項 |
|--------------------------|--|
| ☐ | 障害給付を受けている期間が満了したことにより、障害等級の変更を請求できる場合があります。
（65歳を過ぎると請求できない場合があります。） |
| ☐ | 障害の程度が軽減して、障害等級に該当しなくなると年金の支給が停止されます。 |
| ☐ | 本人の前年所得が制限額を超えるときは、その年の8月から1年間、全額または半額の受取りが停止されます。 |

● 選択（年金の権利が複数ある方手続き）

- | チェック
項目 | 説明事項 |
|--------------------------|--|
| ☐ | 20歳前障害の場合、参事府に、労災保険給付の方が優先支給され、労災保険給付を受給する期間は受取りが停止されます。 |
| ☐ | 受け取る年金の変更は、年金受給通知申出書の受付月の翌月分からとなります。 |

● その他

上記について説明を受けました。

平成〇〇年〇月〇日

氏名

障害基礎年金

